お

13

7

条

例

とい

. う。

及び

条

例

O

施

行

O

た

8

 \mathcal{O}

規

則

に

基

づ

事

務

0)

う

ち、

掲

げ

る

B

 \mathcal{O}

+ 六号 議 案

市 町 村に お け る東 京 都 0) 事 務 処 理 0) 特 例 13 関 す る 条 例 0) 部 を改 正 す Ź 条

右 0) 議 案 を 提 出 す る。

令 和 二年二月十 九

者 東 京 都 知 事 小 池 百 合

子

提

出

市 町 村 13 お け る東 京 都 0 事 務 処 理 0) 特 例 K 関 する 条 例 0) 部 を改 正 す る 条

市 町 村 13 お け る 東 京 都 0 事 務 処 理 0) 特 例 に 関 す る 条例 平 成 + 年 東 京 都 条 例 第百 七 号) 0) 部 を次 0 よう に 改 正 す る。

第 条 0) 表 0) 項 イ (2)中 九 0) 項 を 八八 O項 に 改 め、 同 項 口 (2)中 + 0) 項 を + 0) 項 13 改 め、 同 表二 +九 O

を 0) 覚 項 覚 せ ホ 醒 中 13 剤 剤 原 原 第二項」 料 料 を 13 を 改 覚 め、 第 醒 剤 同 原 項 項 中 料 1 13 をリとし、 に 改 改 め、 め、 同 表二十 同 項 \wedge をチとし、 口 中 九 0) 第三 十三 十 同 0) 項 条 項 中 ホ 0) + 中 覚 兀 覚 せい せ を 13, 11 剤 「第三十 剤 取 原 締 法 料 条 0) を を + 兀 覚 覚 醒 第 醒 剤取 剤 項 原 料 締 に、 法 13 13 改 め、 覚 改 せ め、 同 13 項 剤 同 中 原 項 ホ 料 イ を 中

に 改 め、 同 項 中 ハ を ホ Ļ 口 0 次に 次の よう É 加える。

 \vdash

とし、

同

項

中

覚

せ

(V

剤

原

料

を

覚醒

剤原料」

に改

め、

同

項

中ニをへとし

同

項

/ \

中

覚

せ

61

剤

原

料

を

覚

醒

剤

原

法 第三十 条 0) + 几 第二 項 0) 規定に よる 薬 局 開 設 者 0) 覚 醒 剤 原 料 0) 廃 棄 0) 届 出 O受 理

法 第三十 条 0 十 几 第三 項 0) 規定に ょ る 薬 局 開 設 者 0) 覚 醒 剤 原 料 0) 譲 受 0) 届

出

0)

受理

第二 条 0) 表二十 九 0 + 八 0) 0) 項 を 次 0) ょ う 13 改 8 る。

+ 九 0) 十 八 0 東 京 都 受 動 喫 煙 防 止 条 例 平 成 + 年 東 京 都 条例 第 七 十 Ŧī. 号。 次に 以 下 0 項 13

イ 例 第八条第二 項 0 規 定 に よる喫 煙 0) 中 止 又 は 喫 煙 禁 止 場 所 か 5 0 退 出 0) 命

> 王 子 市 町 田 市

八

第 + 号 議 案 市 町 村 13 お け る東 京 都 0) 事 務 処 理 0 特 例 K 関 する条 例 0) 部 を改 正する条 例

条例 第十条の規定による条例第九条第一 項 0 管理権原者等並びに同条第二 項及び第三項 0)

管理権原者に対する指導及び 助言 口

) \ 条例 第十 条第一 項 0 規定による条例第 九 条第一 項 の規定に違反し て器具又は設備 を喫 煙

0) 用 に供することができる状態で設置してい , る管理: 権原者等に対する勧告

_ 条例 第十 一条第二項の 規定による勧告に 従 わなかった旨 0) 公表

条例第十二条第 項 0) 規定による報告の徴 取、 立入検査等

て別に規則 で定めるも 0) 1

イからへまでに掲げるも

0)

0 ほ

か、

条例

0)

施行

に係る事務のうち規則に基づく事務であ

ホ

条例

第十

条第三項

0

規定による勧告に

係る措置をとるべき旨

0) 命令

附 則

この条例は、 令 和二年 兀 月 日 から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

第二条の 表 0) 項 O改正 規定 公布 0 日

第二条の 表二十 九 0) + 0 項 0) 改正規定 医 薬 品 医 療機器 等 の品 質、 有 効 性及び 安全性 0) 確 保 等に 関す る法律 等 0) 部

を改正する法律 (令 和 元年法律第六十三号。 以 下 改正法」という。 第一 条の規 定 0 施 行 の日

 \equiv 第二条の表二十 九 0) 十三の 項の改正 規定 改正 法第四 条 覚せ、 1, 剤 取締法 昭 和 十六年法律第二百 五. 十二号) 第九

第 項第二号の 改正規定を除く。 0) 規定 0) 施行 0) H

提 案理 由

市 町村が処理する 事 務 0) 範 囲 に係る規定を改め るほ か、 規定を整備する必要がある。